

令和7年度から

带状疱疹予防接種の費用助成を行います

問ふれあいセンターTEL 52-2000

令和7年度から带状疱疹予防接種が65歳以上の方を対象とした定期接種が開始されました。带状疱疹の発症率は50歳代から上昇し、80歳までに3人に1人が経験すると推定されていることから、市では、定期接種の対象者に加え50～64歳の方も対象として、市独自で接種費用の助成を行います。

<令和7年度接種対象>

令和8年3月31日までの間に、以下の年齢を迎える市民

【定期接種対象者】

- ① 65歳
- ② 70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳（令和7年度経過措置対象者）
- ③ 101歳以上の市民（経過措置対象者、令和7年度に限り対象）
- ④ 接種日時点で60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な方

【任意接種対象者】

50～64歳を迎える市民

※すでに带状疱疹ワクチンを接種したことのある方は、助成対象となりません。

※任意接種をした方は、定期接種の対象年齢を迎えても助成対象となりません。

<助成期間>

令和8年3月31日まで

※この期間を過ぎた場合、任意接種となり全額自己負担となります（実費8,000円～22,000円程度）。

<接種回数・自己負担額>

	生ワクチン	不活化ワクチン
接種回数	1回	2回
自己負担額	3,000円	1回あたり9,000円

ワクチンの選択に関するご相談については、ふれあいセンターへお問い合わせください。

※生活保護受給世帯は無料で接種できます。

※不活化ワクチンを接種される方は、1回目の接種から2か月後に2回目を接種し、2回目の接種を助成期間内に完了させる必要があります。

◎案内の送付について◎

【定期接種対象者】

4月中に案内を郵送します。実施医療機関などの詳細は送付する書類をご確認ください。

【任意接種対象者】

接種をご希望される方は、ふれあいセンターまでお申し込みください。お申し込み後に案内を郵送します。



市 HP

高齢者肺炎球菌予防接種の費用助成を行います

問ふれあいセンターTEL 52-2000

<令和7年度対象>

- ① 接種日時点で満65歳（65歳の誕生日前日から66歳の誕生日前日まで）でこれまで一度も接種したことがない市民
- ② 接種日時点で満60歳～満65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫などの機能に障がいがあり、障がい程度1級の手帳を所有し、これまで一度も接種したことがない市民

助成の有無に関わらず、これまでに23価肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことのある方は、助成の対象になりません。

<助成期間>

66歳の誕生日前日まで

※この期間を過ぎた場合は任意接種となり、全額自己負担となります（実費7,000円程度）。

<接種回数・自己負担額>

1回 2,000円 ※生活保護受給世帯は無料で接種できます。

◎案内の送付について◎

65歳を迎える接種対象者には、誕生日月に案内を郵送します。実施医療機関などの詳細は送付する書類をご確認ください。



市 HP